

〔富士山定期〕

項 目	内 容						
1.商品名	富士山定期預金						
2.販売対象	インターネット支店に口座をお持ちの個人のお客さまに限定させていただきます。						
3.期間 (1)定型方式 (2)期日指定方式	1 年 ※自動継続（元金継続）、自動解約入金（満期日に指定預金口座に入金する）のお取り扱いとなります。 お取り扱いできません。						
4.預入（受入）方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	定期預金作成時に元金全額を一括してお預け入れいただきます。 10,000 円以上 1 円単位						
5.払戻（支払）方法	満期日以後に元金を一括してお支払いします。 ※お利息は全額を「NPO 法人 富士山を世界遺産にする国民会議」等が運営する「富士山基金」に寄付させていただきます。						
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	お預け入れ時の金額階層別段階金利を満期日まで適用します（固定金利） 金額階層別金利：300 万円未満、300 万円以上 1,000 万円未満、1,000 万円以上 満期日以後に一括してお支払いします。 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出します。 利息の 20%（国税 15%、地方税 5%）が分離課税されます。 金利についてはインターネット支店のホームページでご確認ください。						
7.手数料	不要です。						
8.付加できる特約事項	①総合口座担保としてのお取り扱いができます。 ②少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまであっても、マル優のお取り扱いはできません。						
9.重要事項について	（1）この預金は預金保険の対象となります。 （2）この預金は原則として満期日前に解約することはできません。ただし、やむをえず満期日前に解約する場合には、以下の満期日前解約利率を適用します。 ①預入日から解約日までが 1 ヶ月未満の場合 解約日の普通預金利率 ②預入日から解約日までが 1 ヶ月以上の場合 次の A または B のいずれか低い利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。） A. 預入日から解約日までの期間に対応する「預入日の富士山定期預金【インターネット支店用】の当行所定のホームページに表示された利率」×90% B. 後記「預入日から解約日までの日数に応じた利率一覧表」に記載された利率 【預入日から解約日までの日数に応じた利率一覧表】 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>解約日までの日数</th> <th>満期日前解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ヶ月以上 6 ヶ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6 ヶ月以上 1 年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	解約日までの日数	満期日前解約利率	1 ヶ月以上 6 ヶ月未満	解約日の普通預金利率	6 ヶ月以上 1 年未満	約定利率×50%
解約日までの日数	満期日前解約利率						
1 ヶ月以上 6 ヶ月未満	解約日の普通預金利率						
6 ヶ月以上 1 年未満	約定利率×50%						
10.その他参考となる事項	①この預金は、譲渡または質入れすることはできません。 ②この預金の利息の寄付先である「富士山基金」より寄付金の領収書、活動状況の報告を送付させていただく場合があります。この場合、お客さまの住所、お名前を同基金の運営機構である「NPO 法人 富士山を世界遺産にする国民会議」に提供させていただきます。						